

施設編

(地域密着型サービス一部含む)

【選択】

施設編 次第

1. 令和5年度指導方針

2. 主な指摘事項

3. 質問の多い項目

4. 集団指導受講報告書の作成

令和5年度 介護保険施設 指導方針

重点指導項目

- 自己点検の奨励
- 高齢者虐待の防止
- 入所者等への身体的拘束等の原則禁止
- 緩和措置中項目の適応
- 感染症及び食中毒の予防とまん延防止
- 栄養管理
- 口腔衛生管理
- 事故の防止及び発生時の対応
- 勤務体制の確保等
- 各種加算の算定要件

主な指摘事項

- 管理者が常勤である事が確認出来ませんでした。勤務形態を見直すか、常勤要件を満たす者と変更すること。
- 運営規程と重要事項説明書の内容が乖離しているため、整合すること。
- 入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に提供するサービスの第三者評価の実施状況を記載すること。
- 施設サービス計画を作成した際に入所者に対して施設サービス計画を交付すること。

主な指摘事項

- 「事務代行管理費」については、利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて取り扱うこと。
- 身体的拘束等を行う場合の記録について、その態様や時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載する様式が使用されていないケースがありました。身体的拘束を実施する際に使用する様式を確認のうえ、取り扱いを統一させること。
- 身体的拘束等の適正化のための指針に必要な項目が盛り込まれていないため、見直すこと。
- 日常生活継続支援加算（Ⅱ）の算定にあたっては、割合を毎月記録すること。

質問の多い項目

- Q 重要事項説明・契約時に転倒や怪我等のリスクについて説明し、同意を取りたいが問題ないか。事故等が起こった際に施設が責任を負わないつもりではなく、あくまでもリスクの存在の説明である。
- A 同意書を取得することを規制する基準等はないので問題ない。ただし、利用者側が同意しなかったからと言って契約を拒否することは正当な利用拒否とは言えず、基準違反となる。
- Q (新型コロナウイルス感染症の) クラスタが発生した事により、在宅復帰率が下がった。入退所を一時停止する期間や休業理由を事前に伝えた記録はないが、発生報告は行っていた。該当月を除外して計算して良いか。
- A 基本的に事前に堺市へ伝達が必要である。発生報告に記載等でも良いので堺市へ伝達のうえ事業所でも記録を行う事。
- Q 口腔衛生の管理について、運営基準上に位置付けられたが、具体的にどのような対応を行う必要があるのか。
- A 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対し口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を2回以上行うこと。また、口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに必要に応じて定期的に計画を見直すこと。

集団指導

受講報告書の作成

施設・事業所の管理者ごとの提出が必要です

ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、
期限までに提出してください

掲載場所

堺市役所 ホームページ

検索

堺市トップページ ▶ 健康・福祉 ▶ 福祉・介護 ▶
高齢者福祉 ▶ 事業者向け情報 ▶ 介護事業 ▶ 令和
5年度介護保険施設・事業所等集団指導の実施について



これからも事業の健全かつ円滑な運営をよろしくお願い致します。